

大東民報

議会版

日本共産党
大東市議会議員団
大東市谷川1丁目1-1
TEL 072-871-5588



市議員
まさひろ 正 昌弘
090-8939-5743



市議員
つとむ 坪 勉
090-3864-5037



市議員
かつこ 勝 子
090-1079-8939

法律相談

7月2日(月)
夜 7時
市民会館
予約制です
TEL 871-5588 まで

学校統廃合中間答申案で パブリックコメント(7/1~7/31)に多くの ご意見を!

四条小→四条南小 (H22~23年度)
北条西→北条小 (H23~24年度)
深野北小→深野小 (H24~25年度)
※南津の辺→四条北小(同上)

学校統廃合検討委員

会が6月13日に行われ、中間答申が千秋市議の反対はありませんが、大方の賛成でまとめられました。

中間答申は、7月号の広報大東やホームページにパブリックコメント募集について報道されます。

中間答申及び資料はホームページに掲載されるほか、市の情報コーナー、市教育委員

員会教育政策人権室、生涯学習センターア

クロス、および市立小。中学校に配置されます。

パブリックコメントは7月1日から31日の間に受け付けていますので、多数の声をお寄せください。

定まった様式はありません。

FAX、メール、はがき手紙など郵送、直接持参もOKです。



を策定する方向になりました。

検討会議は、政策推進部門、福祉部門、人権部門、教育部門の四課と議会事務局、特別委員長・副で構成。4回。

少子化特別委員会には共産党から古崎・豊芦が委員として出席していました。

6月21日から7月20日
よろしく願いました。

各議員の一般質問項目

〈千秋議員〉

- 市長会の「同和地区」呼称報告を撤回せよ
- 市営住宅の建替は一般向け住宅とすべき
- 入札制度の改善
- 後期高齢者医療保険制度など医療改善について

〈古崎議員〉

- 市府民税の増税、年金への市の対応を問う
- 旧同和行政―地元協議、地域協への委託金削減、同和終結の全体像を
- JR新駅について
- 上からの一方的な職員削減でなく職員の自己評価導入を
- 平野屋会所について

〈豊芦議員〉

- 大東のまちづくりについて
- 景観条例の策定について
- 平野屋新田会所と周辺整備計画
- 地場産業の活性化
- 三箇 下野墓地について
- こどもの発達について
- 療育の必要な子どもたちの支援体制の充実を
- 子育て支援ネットワーク体制の充実を
- エンジョイウォークについて
- AED設置について

(詳細は次号以下で紹介)

(仮称)大東市子ども基本条例素案に係るパブリックコメント

<6/21~7/20>*2面に素案)紹介

大東市議会は平成16年12月議会で少子化問題特別委員会を設置。「議会版の子育て支援策を打ち出すため」委員全員で熱心に議論を行ってきました。平成17年10月18日、8項目について全議員賛成で決定しました。

(8項目)の中で実施された内容

- 子ども未来部を設置
- 乳幼児医療費助成の所得制限撤廃と通院にかかる対象年齢の1歳引き上げ(4歳から5歳に)

○今回の大東市子ども基本条例素案までの経過
昨年、大東市青少年健全育成条例(案)が検討されている時期に特別委員会でも子どもに関する条例の検討がありました。この検討がありました。子ども夢プランの中にも子ども条例策定が課題となっていました。

そこで、関係部と検討を重ねた結果、総合条例

日本国憲法誕生の真相に迫る!

映画「日本の青空」

6月30日(土) 守口エナジーホール
3回上映 (1時、3時半、6時半)

チケットは議員団、市職労まで

大東市子ども基本条例 (素案)

<6/21 ~ 7/20> ネットで紹介。各公共施設などでパブリックコメント開始。
率直なご意見を!! FAX 872-2189 <こども政策課>



子どもは社会の宝です。子どもはあらゆる可能性を持ち、そのエネルギーには限りないものがあります。子どもは生まれながらにして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を持ち、夢に向かって大きくはばたいていこうとする存在です。このような子どもをすべての大人は、この上ない愛情を持って守り育て、社会のルールにも反したときには厳しく導かなければなりません。そして、子どもに生きることの素晴らしさや平和な社会を守り続けていくことの大切さを伝えていかなければなりません。

この条例を策定するにあたって、子どもたちの声を聴きました。子どもたちは「社会のルールを守らなければならない」と言いました。子どもたちは「いじめは間違ったことである」と言いました。子どもたちは「みんなが幸せになれる大東市にしてほしい」と言いました。

大東市は、子どもたちから聴いた声を受け止め、すべての子どもを心豊かで、笑顔の絶えない元気な「大東っ子」に育てることを目標にその実現に全力を尽くします。そして、すべての人が子どもの誕生や成長を喜び、ともに支え合う社会を築くことを宣言して、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すべての子ども(おおむね18歳未満の者をいう。以下同じ。)が心身ともに健やかに育つことができ、すべての人が安心して出産および子育てができるよう、基本的なことについて定めることを目的とする。



(基本理念)

第2条 この条例の基本理念は、次のとおりとする。
(1) すべての子どもが、毎日笑顔で生活し、夢に向かって努力できるようにする。
(2) すべての大人が、子育てを楽しみ、子育てを通して人の温かい心と和を感じとれるようにする。
(3) すべての子どもと大人が、一つでも多くの喜びを共有することができるようにする。

第2章 大人と子どもの責務

(大人の役割)

第3条 大人は、一人ひとりが、子どもの良い手本となるよう行動しなければならない。
2 大人は、互いに協力しながら、子どもを危険なことから見守らなければならない。
3 大人は、いかなる場合も、子どもを虐待してはならない。

(保護者、地域住民、事業者および学校等の役割)

第4条 保護者は、子どもが健やかに成長するように愛情を持って育て、可能な限り子どもと触れ合う機会を持たなければならない。
2 地域住民および事業者は、子どもの育成活動に積極的に協力し、子育てしやすい環境づくりに配慮しなければならない。
3 学校等は、保護者および地域住民と協力して、子どもの人間性を豊かにし、未来への可能性を開いていくよう積極的に取り組まなければならない。

(子どもの役割)

第5条 子どもは家庭、地域、学校等において、あいさつをし、「ありがとう」と言える感謝の気持ちを持つことを心掛けなければならない。

2 子どもは、命の尊さを知り自分自身を大切にするとともに、人を思いやる心を持ち、いじめをせず、互いに助け合うことを心掛けなければならない。
3 子どもは、夢を持って努力する気持ちを大切に、考えて行動しなければならない。

第3章 行政の基本的政策

(子育てのまちづくり)

第6条 市は、一人ひとりの人権を尊重し、子育てのしやすいまちづくりを行うものとする。
2 市は、子どもに多様な活動の場を提供するとともに、社会の一員であることの自覚を促すため、学校等の場において意見を述べるができる仕組みをつくるものとする。

(子育て・子育て支援)

第7条 市は、子どもを育てる保護者の負担を軽減するための施策を実施するものとする。
2 市は、子どもの健康を保持し、増進させるための施策を実施するものとする。
3 市は、子どもの育成に関する相談体制の充実に努めるものとする。
4 市は、関係機関と連携し、悩みを抱える子どもが立ち直ることを支援し、自殺などの深刻な状態に陥ることを防止するため、相談体制の整備および居場所づくり等の必要な措置を講じるものとする。

(いじめへの対応)

第8条 市は、いじめの早期発見に努め、子どもの立場に立った適切な措置を行うとともに、いじめを防止する仕組みをつくるものとする。

(虐待への対応)

第9条 市は、虐待の予防および早期発見に努め、解決に至るまでの仕組みをつくるものとする。

(生活の安全確保)

第10条 市は、関係機関および地域住民と連携し、子どもの犯罪被害を未然に防止する施策を行うとともに、子どもに危険を回避する行動を身に付けさせるものとする。
2 市は、子どもが犯罪被害を受けた場合は、その子どもおよび家庭を支援するものとする。
3 市は、関係機関および地域住民と連携し、飲酒、喫煙、薬物等の危険から子どもを守るものとする。

第4章 推進体制等

(推進体制等)

第11条 市は、この条例の施策を効果的に実施するため、推進体制を整備し、計画を策定するとともに、実施した施策の評価を行うものとする。

(意見の反映等)

第12条 市は、この条例を改正する場合は、市民の意見を聴くとともに、その反映に努めるものとする。
2 市は、この条例の基本理念の内容等について市民の理解を深めるよう、広報等に努めるものとする。